

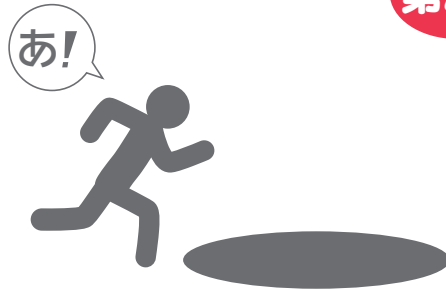
社会人なら知っておきたい

社会人コンプライアンス検定試験 公式テキスト

コンプライアンスの

落とし穴

第2版



日本コンプライアンス・オフィサー協会編
弁護士 長谷川俊明/前田智弥 (監修)

経済法令研究会

第2版はしがき

2020年10月に本書の初版が発刊され、おかげさまで初版3刷ののち、改訂をするに至りました。しかし、残念なことに、この3年の間にも企業の不祥事に関するニュースは後を絶たず、本書の校了直前にも、中古自動車販売会社による会社ぐるみの不祥事が大々的にマスコミ等に取り上げられているところです。

第2版では、この3年の間にあった事件をベースにしたものを含めた5つの事例を追加しています。実際に上司や会社が不正行為を行っていた場合に、しかるべきところに通報することができるという内容（事例15）、法令違反とは言えないまでも、会社の評判を落としたりしてしまうことがあるという内容（事例16）、そのほか反社会的勢力への対応（事例31）などです。

本書はもともと、社会人として法律の基本を知らず、いいことか悪いことかわからないうちにうっかりコンプライアンス違反をしてしまう、あるいは会社や上司の命令で知らず知らずのうちにコンプライアンス違反をしてしまう可能性のある新入社員や若手の社会人といった人を対象とした本でしたが、会社ぐるみの不祥事などは、上司や先輩にあたる中堅以上の人たちのコンプライアンスの知識や意識の欠如によるものと思われます。若いときにこのような知識を得る機会のないまま社会人を続けてしまった中堅以上の社員の方にも読んでいただければと考えています。

2023年8月

日本コンプライアンス・オフィサー協会

目次

第2版はしがき 3

はしがき 5

第1編 コンプライアンスと法律のキソのキソ

第1章 コンプライアンスの基本 12

- ① なぜいま、コンプライアンスなのか
- ② コンプライアンスとはどのようなことか
- ③ なぜコンプライアンスが重要なのか
- ④ なぜコンプライアンス違反をするのか
- ⑤ コンプライアンス違反を犯すとどうなるか
- ⑥ コンプライアンス違反をなくするにはどうすればよいか

第2章 法律の基礎知識 23

- ① どのような法令がコンプライアンスの対象になるか
- ② 契約とはどのようなものか
- ③ 契約はどのような場合に成立するか
- ④ どのような場合に契約上の責任を負うのか

第2編 事例で学ぶ社会人のコンプライアンス

第1章 オフィスにおけるコンプライアンス 32

- ① コンプライアンスを守ることの意義
- ② ビジネスに必要な私法上の原則
- ③ 情報に関するコンプライアンス

事例	01 お客さまの情報はいい宣伝になります（守秘義務）.....	40
	02 顧客情報の取扱いは慎重に！（個人情報保護）.....	44
	03 新商品の情報が他社に知られてしまった（営業秘密）.....	50

- ④ 刑事上の責任に関するコンプライアンス

事例	04 会社の備品はオレの物。オレの物はオレの物（詐欺・窃盗）.....	56
	05 書類の偽造は犯罪です（文書偽造）.....	60
	06 うわさ話もほどほどに（名誉毀損）.....	64
	07 預かった物を、ポッケにナイナイ（横領）.....	68
	08 立入禁止場所への立入の罪、ガマンガマン（軽犯罪）.....	71

- ⑤ 労務に関するコンプライアンス

事例	09 就業規則なんて見たことないよ…（就業規則）.....	76
	10 パワハラ大魔王、降臨（パワハラ）.....	80
	11 無礼講の飲み会で、課長ご乱心？（セクハラ）.....	84

⑥ 知的財産に関するコンプライアンス

事例	12 コンプラ記事をコピーして回覧！（著作権）	92
-----------	-------------------------	----

⑦ その他オフィスにおけるコンプライアンス

事例	13 受動喫煙はしょうがない？（受動喫煙）	98
	14 自転車も車の仲間です（道路交通法）	102
	15 コンプラ違反を見つけたよ（公益通報者保護）	106
	16 違法じゃないけど、いいのコレ？（風評リスク）	109

第2章 お客様に対するコンプライアンス 112

① 消費者契約法等の概要

事例	17 営業は粘りが大事？（禁止される勧誘①）	114
	18 その売り方は違法です（禁止される勧誘②）	118
	19 クーリング・オフで、あの話、なかったことに（クーリング・オフ）	122

② 営業活動に関するコンプライアンス

事例	20 ウソの広告で人気商品のできあがり（景品表示）	128
	21 芸能人の [®] 情報あげ！ オレのSNSバズりそう！（個人情報）	132
	22 営業は地道にピラ配りから？（住居侵入）	136
	23 社用車に乗ってドライブへ！（事故の責任）	139

③ 商品・製品に関するコンプライアンス

事例	24 輸入した商品でケガ？（製造物責任）	144
-----------	----------------------	-----

第3章 取引先に対するコンプライアンス 148

① 下請法（下請代金支払遅延等防止法）

- 事例** 25 下請けいじめ、ダメ、ゼツタイ（親事業者の禁止行為①） 150
- 26 魚心あれば水心？（親事業者の禁止行為②） 154
- 27 喫茶店のように「いつもの」とはいきません（親事業者の義務） ... 158

② 不正競争防止法・その他

- 事例** 28 人気商品、ちょっとマネても大丈夫？（不正競争防止法） 162
- 29 「それ、独禁法違反じゃない？」 「ドッキン！」（公正取引） 166
- 30 仲間になれば、世界の半分をやろう…（引き抜き） 172
- 31 取引先のお兄さんはコワイ会社の人だった…（反社対応） 176

第4章 プライベートにおけるコンプライアンス ... 180

① 生活に関するコンプライアンス

- 事例** 32 親しき仲にも礼儀あり。家族間でも気をつけよう（家族関係） ... 182
- 33 ご近所トラブルにご用心（近隣トラブル） 186
- 34 飼い猫がアパートの壁を壊しちゃった…（賃貸借契約） 189
- 35 家電のポイ捨て、法令違反（環境法） 194
- 36 しょうゆペロペロ、バズるかな？（迷惑行為） 198

② 趣味等に関するコンプライアンス

事例	37 ソーシャルゲーム改造で、最強キャラ爆誕！（プログラム改造）…	201
	38 ネットオークションでぼろ儲け?!（税法違反等）……………	204
	39 チケット転売で小遣い稼ぎ（チケット転売）……………	208
	40 ギャンブルで賭けるのはおやつ程度に（賭博罪）……………	212

③ トラブル・その他に関するコンプライアンス

事例	41 店員むかつく！ 土下座しろ!!（強要罪等）……………	218
	42 トロトロ走るとあおるぞ！ コラァ！（あおり運転）……………	222
	43 最初に手を出してきたのは相手なのに…（正当防衛・過剰防衛）…	226
	44 盗られたら盗り返す！（自救行為）……………	230
	45 友達からナイスな情報ゲットだぜ！（インサイダー取引）…………	234

【CBT方式】 社会人コンプライアンス検定試験 実施要項………… 237

第①編

コンプライアンスと
法律の
キソのキソ

コンプライアンスの基本

- ① なぜいま、コンプライアンスなのか
- ② コンプライアンスとはどのようなことか
- ③ なぜコンプライアンスが重要なのか
- ④ なぜコンプライアンス違反をするのか
- ⑤ コンプライアンス違反を犯すとどうなるか
- ⑥ コンプライアンス違反をなくするにはどうすればよいか

1. なぜいま、コンプライアンスなのか

みなさんは、「コンプライアンス」という言葉を聞いたことがあるかと思います。その詳しい意味や内容はわからなくても、「悪いことをしないこと」くらいは何となく感じているでしょう。

ニュースや報道で見られる、不祥事を起こした企業の謝罪会見で、「二度とこのような不祥事が起きないように、コンプライアンスの徹底に努めてまいります」というフレーズをよく耳にします。

最近、不正・不祥事について世間の見方は厳しくなっていており、一度、不正・不祥事を起こしたら、マスコミを通して多くの人の目にさらされ、非難や批判の集中砲火を浴びてしまいます。

よく話題になる不正・不祥事の例を挙げると、以下のようなものがあります。

● 個人の場合

- 経理担当の従業員が会社のお金を着服した。
- 金融機関職員が顧客から預かったお金を使い込んだ。

- 飛行機の操縦士やバスの運転手からアルコールが検出された。
- 男性教師が女子生徒にわいせつな行為を強要した。
- 飲食店のアルバイト店員が不適切な動画をネットに掲載した。
- 上司が部下に対してパワハラをした。
- 執拗にあおり運転を行った。

● 企業の場合

- 決算書類の数字を改ざんして粉飾決算をした。
- 食品の産地を偽装して販売した。
- 売上を過少申告した。
- 品質データの改ざんをした。
- 架空取引によって売上を水増しした。
- 反社会的勢力と継続的に取引をしていた。
- 大量の顧客情報が流出した。

ここに挙げた例はほんの一端であり、不正・不祥事は毎月のように起きています。では、これらの不正・不祥事は、最近、特に増えてきたのかというと、そうではありません。以前からありましたが、それが表に現れなかっただけです。

では、なぜ最近それが表に出てくるようになったのかというと、たとえば次のようなことが背景にあると考えられます。

内部通報制度ができたことで、一個人が組織の締め付けを気にせず企業内で起きている不正を報告できるようになったこと、また逆に、内部通報制度が機能していないことにより不正・不祥事の情報がマスコミに流されるようになったこと、さらに、SNSの普及によって小さな不正・不祥事もネットで拡散してしまうということなどです。このうち特に、このSNSの力が大きいように思います。

要するに、現代は、不正・不祥事を隠し通せない時代になっているということです。そういう意味で、今ほどコンプライアンスが重要になってきている時代はないといってもよいでしょう。



2. コンプライアンスとはどのようなことが

さきほど不正・不祥事の例を挙げましたが、「自分は、そんな法を犯すようなことはしない」という人がほとんどかもしれません。しかし、コンプライアンスというのは、単に法律を守ることだけではありません。

社会生活を営むうえで皆が守るべき社会的ルールや、社会人としての基本的マナー、さらには相手の立場に立った配慮ということもコンプライアンスに含まれます。

今、各種ハラスメントが問題になっていますが、ハラスメントが行われる原因には、相手の状況や立場を考慮せず、自分の考えのみを強要するという点があり、そこには相手の立場に立った配慮が欠けているという面があります。各種の迷惑行為も、この相手の立場に立った配慮の欠如にあります。このように考えると、「相手の立場に立った配慮や思いやり」もコンプライアンスの内容の1つであるといえるでしょう。

このようなことから、コンプライアンスについては、従前、「法令遵守」といわれていたこともありますが、現在では、社会的ルール・マナーなども含めて「法令等遵守」として、「等」の文字をつけるようになっていきます。



3. なぜコンプライアンスが重要なのが

このようにコンプライアンスは、法令および社会的ルール・マナーなどを守ることですが、なぜそれが重要なのでしょうか。

それは、健全なビジネス社会を築くための根本であるからです。ビジネスに限らず、すべての社会的活動は、信頼のうえに成り立つ

ています。

一人ひとりが自分勝手に、私利私欲だけしか考えなかったとしたら、社会はどうなるのでしょうか。人を陥れ、人をだまして利益を得ることが横行したら、どうなるのでしょうか。自分の保身ばかりを考え、他人に責任を押しつけることが当たり前になったとしたら、どうなるのでしょうか。いうまでもなく、ビジネスも社会生活も成り立ちませんし、安心して暮らすこともできません。これは極端な例ですが、社会生活の根本はコンプライアンスにあるのです。

企業は、さまざまな生産活動を行っていますが、1つの製品ができあがる過程には多くの人や企業との関わりがあります。たとえば、自動車をつくることを例にとって考えてみましょう。

自動車は非常に多くの部品からできているといわれています。その部品をつくる人、その部品を組み立て製品に仕上げる人など、非常に多くの人に関わって1台の自動車ができあがっています。

こうしてできあがった自動車は、関わった多くの人のプロ意識やコンプライアンス意識によって成り立っています。だからこそ商品としての価値が生まれるのです。もし、製造過程のなかで1か所でもコンプライアンスに反する手抜き行為があったとしたら、その製品は欠陥商品として大きな問題になります。

一人ひとりのコンプライアンスがあってこそ企業の発展があり、社会の繁栄があります。だからこそ、コンプライアンスが重要なのです。

4. なぜコンプライアンス違反をするのか

では、コンプライアンスは社会の根本規範であるにもかかわらず、なぜ違反する人が後を絶たないのでしょうか。それには、次の3つのパターンが考えられます。

(1) コンプライアンス違反と知らずに行ってしまう

社会的ルールなどについては常識的なことも多く、それを知らずに違反するということはあまりないと思われます。また、知らずに違反したとしても、後で気がついたり、人から指摘されるだけですから、だりすることも多いでしょう。

問題になるのは、法律に関する違反です。以下、いくつかその例を挙げてみましょう。

① 著作権法違反

インターネットに掲載されている写真や文章を勝手に自分の文書に貼りつける行為は著作物の複製にあたり、私的使用などの一定の例外にあたらぬ限り、著作権法違反となります。私的使用とは、テレビ番組を録画して後ほど見るような、家庭内などの限られた範囲内であることや、仕事以外の目的であることなどの要件を満たした使用のことをいいます。

また、私的使用のための複製であっても、DVDのダビングを業者に依頼することは著作権法違反となります。これは、私的使用の場合、使用する本人が自分でコピーすることが条件となっているからです。

② 消費者保護法（消費者契約法等）違反

個人顧客に対する販売勧誘に際して、将来の生活費の不安をあおり、合理的な根拠もなく投資商品を購入させることは消費者契約法に違反する行為です。また、高齢者が健康に不安を抱えていることを知りながら、合理的な根拠もなく病状が回復すると言ってサプリメントなどを購入させる行為も消費者契約法に違反します。

③ 会社法違反

取締役の債務について会社が保証するなどの行為は、会社・取締役間の利益相反行為として、取締役会（取締役会を設置していない

会社の場合は株主総会)の承認が必要となり、承認がない場合、その保証は原則として無効となります。

④ 道路交通法違反

自動車の酒気帯び運転が道路交通法で禁止されていることは多くの方が知っていますが、自転車についても酒気帯び運転が禁止され、罰則も科されることは、意外と知られていません。

ですから、「そんなに酔っていないから大丈夫」と軽い気持ちでお酒を飲んで自転車に乗るケースが多く見られます。しかし、自転車による酒気帯び運転は道路交通法に違反するだけでなく、歩行者を転倒させ死亡事故を起こす危険性もあります。その場合、莫大な損害賠償責任を負うこともあるという点を認識する必要があります。

これらは法律を知らないことによってコンプライアンス違反をしている例ですが、そのようなことがないように、身近な法律、自分の仕事に関係する法律、さらには業界のルールなどについて正しい知識を身につけることが重要です。

(2) コンプライアンス違反と知ったうえで行ってしまう

コンプライアンス違反と知ったうえで行ってしまうことについて、特にそれが犯罪行為であれば、「刑罰を受けることがわかりきっているのに、なぜそんなことをするのか」と疑問に思うでしょう。しかし、いけないことだとわかっているのに、つい出来心でやってしまうことがあるのです。その違反行為が、誰にも知られなければ、再びやっしまい、それを繰り返すことによって最後は取り返しがつかない事態に陥ってしまうことがあります。

たとえば、借金の返済に窮して会社のお金に手を付けてしまうことがあります。悪いと思いつつも、「盗むのではない、一時的に借りるだけだ」と自分に言い聞かせ、会社のお金を使うというもので

す。しかし、補てんするお金も借金をすることになるので、再び会社のお金に手を付けてしまうことになります。そのうち、誰にも気付かれなかったという安心感から、「こういう形でやっても大丈夫」と思うようになり、それを繰り返すようになっていきます。しかし、何かの機会に使い込みがばれ、そのときになって初めて自分が犯した罪の重大さに気がつき、後悔の念にかられるのです。

心しなければならぬことは、お金に関する不正は、いつか必ず発覚するものだということです。

また、粉飾決算は、多くの一流企業でも起きてきた企業不祥事の定番のようなものですが、それが問題であるとわかっているのに行ってしまうのは、経営陣に、会社の業績低迷・悪化を隠すことが会社および自分たちを守ることになるという誤った考えがあるからでしょう。

しかし、粉飾決算を続けることはますます自分たちの首を絞めることになり、それが発覚したときには、多額の賠償金支払と刑事罰が待っているということを心にとどめておく必要があります。

(3) 安易な気持ちで実行してしまう

私たちは、「この程度ならいいだろう」と安易な気持ちでコンプライアンス違反をしている場合があります。

たとえば、飲み会の席で顧客情報を軽い気持ちで話してしまう場合などです。その顧客が有名人であれば、「自分はこんなことも知っている」などと、つい自慢げに話したくなります。

また、業務で使っている会社の物品を勝手に家に持ち帰って使うこともコンプライアンス違反です。会社から支給された消しゴム1個を家に持ち帰って使う程度のことであれば、会社の損害としては大したことはないと思うかもしれませんが、しかし、このようなルーズな意識が大きな問題を起す引き金になるのです。

また、顧客から集金したお金を流用するという行為もよくある例です。本人としては、「一時的に借用するだけから問題ないだろう」という安易な気持ちで行っている場合が多いと思いますが、このような行為はれっきとした犯罪であり、刑法上の横領罪に該当します。

これらは、「これぐらいは大丈夫だろう」という安易な考えから起きています。コンプライアンスに対する安易な意識が大きな不正・不祥事を引き起こすこともあるので、小さなことでもコンプライアンス違反は絶対にしないという意識が大切です。

5: コンプライアンス違反を犯すとどうなるか

コンプライアンス違反を犯した場合、どのような代償を払うことになるのでしょうか。

不正・不祥事の程度や種類によっても異なりますが、会社においては、軽いものであれば、配置換え、昇給・昇格の見送り、減給、退職勧奨という処置が考えられます。このような処置を受けた場合、他の従業員からは冷たい視線を浴び、会社における自身の将来を失うことにもなります。さらに、刑事告訴をされるような事態になれば、裁判の行方にかかわらず、会社から懲戒解雇されることは間違いありません。そのうえ、罰金、懲役などの刑事罰を受けることにもなりかねません。

このような結果になったとしたら、本人はもとより家族も多大な被害を受けることになり、ひいては一家離散という悲惨な状況にもなりかねません。要するに、重大なコンプライアンス違反を犯した場合、人生を棒に振ってしまうということです。

不正・不祥事に手を染める前に、「これをやったら自分も家族も人生が台無しになるというリスクがある」、そして「そういうリスクを冒してまで不正・不祥事を起こすのか」ということを自問自答

してみることで。

企業が組織としてコンプライアンス違反を犯した場合は、所轄官庁から業務改善命令や業務停止命令を受けることもあります。さらに、マスコミにたたかれ、企業としての信頼を失ってしまうことにもなりかねません。ビジネス社会の根本である信頼を失ってしまうと、取引業者や顧客は離れていき、最終的には倒産に追い込まれてしまいます。

個人においても企業においても、コンプライアンス違反を犯した代償は取り返しがつきません。このことを肝に銘じ、誠実な行動を心がけていくべきです。

6. コンプライアンス違反をなくすには どうすればよいか

コンプライアンス違反をなくすには、前述の「4 なぜコンプライアンス違反をするのか」において述べたことを心にとどめておくことです。

(1) 何がコンプライアンス違反になるかを知る

前述4(1)の「コンプライアンス違反と知らずに行ってしまう」については、何がコンプライアンス違反になるのかを知ることです。

自分の仕事に関係する法律や業界ルールを知ることの大切さは前述のとおりですが、基本的な契約のルールを知ることでも重要です。ビジネスは、ほとんどが契約で成り立っています。物の売買、業務や事務の委託、賃貸借、保証・担保の設定など、すべて契約でなされています。それらの契約がどのような場合に成立するのか、どのような場合に契約違反となるのかなどを知ることが大切です。

そうはいつでも、すべての契約についてその内容を知ることでは

きませんので、最低限、自分の仕事に関係する契約について知っておくべきです。それが、相手からのコンプライアンス違反による責任追及を防ぐことになるからです。

また、日常生活におけるコンプライアンス違反については、各自治体の条例についても知っておく必要があります。たとえば、ゴミの収集や自転車の駐輪、たばこの禁煙などです。

(2) コンプライアンス違反をしないという強い意志をもつ

前述4(2)の「コンプライアンス違反と知ったうえで行ってしまう」については、コンプライアンス違反であることを知ってあえて行うということです。よほど悪質か、切羽詰まった事情があると思われる。

罪を犯すという明確な意図のもと行う悪質なものは論外として、やむにやまれぬ状況下で行うコンプライアンス違反については、その代償がその後の人生に大きな影響を及ぼすものだという認識のもと、強い意志をもって自分自身に打ち勝つことです。

また、企業における組織ぐるみのコンプライアンス違反の場合、組織の一員としてそれを拒むことは仲間や企業への裏切りとみなされ、つい不正・不祥事に手を染めてしまうことが少なくないようです。しかし、コンプライアンス違反は、それを行う側にどんな理由や事情があろうと、正当化されるものではありません。内部通報制度や公益通報者保護制度を利用するなどして、不正・不祥事をただすべきです。

(3) 身近なところからコンプライアンス意識を高めていく

前述4(3)の「安易な気持ちで実行してしまう」については、社会的ルール・マナーなども含めてコンプライアンス意識を高めていくしかありません。それには、日常における小さなことにも意識をも

つことから始めるとよいでしょう。

たとえば、朝のゴミ出しのルールを守る、傘をさしながら、スマートフォンを操作しながらの自転車走行をしない、赤信号での横断はしない、仕事と私用の公私混同をしない、取引業者からの過度な接待には応じないなど、小さなことからルールを守っていくという姿勢がコンプライアンス意識を高めることにつながっていきます。

そうすれば、「この程度ならいいだろう」から「この程度でもダメなのだ」という意識に変わっていくのではないのでしょうか。

(4) 見て見ぬふりをしない

前述の(1)~(3)は、自らがコンプライアンス違反をしないということですが、防止という観点からは、違反について見て見ぬふりをしないということも大切です。

会社内の不正については、会社における自分の立場や人間関係などを考え、つい見て見ぬふりをしてしまいがちです。しかし、そういった「事なかれ主義」「波風を立てたくない」という姿勢が会社全体のコンプライアンス風土を低下させてしまいます。

世間一般には、「自分に関係ないことは他人にとやかく言うべきではない」という風潮があります。しかし、このような風潮をそのままにしておくと、一方では、コンプライアンスの徹底をしつつ、他方では、コンプライアンス違反を放置してしまうという結果になりかねません。

会社のためを思うのであれば、不正は不正として、勇気をもってその事実を会社に報告すべきです。

第②編

事例で学ぶ
社会人の
コンプライアンス

第2編 登場人物紹介



株式会社X社

企業向けの研修教材や、大学受験、資格試験の学習教材などを制作・販売している会社。A君やB子さんなどが働いている。

A君 (25歳)

X社の営業課の社員。入社して3年が経ち、仕事にも慣れてきた。本人はまじめに仕事をしているつもりだが、ついつっかりコンプラ違反をしてしまうことが多い。

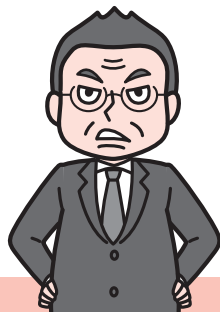


B子さん (28歳)

X社の営業課で事務を担当している社員。たまに営業もこなす。まじめだが内気なところがあり、セクハラなどの被害に遭うこともある。

C課長 (45歳)

X社の営業課の課長。課の成績を上げるために、多少行き過ぎたこともやってしまう。また、ハラスメントへの意識が薄く、部下には指導と称して、さまざまハラスメントをしている。

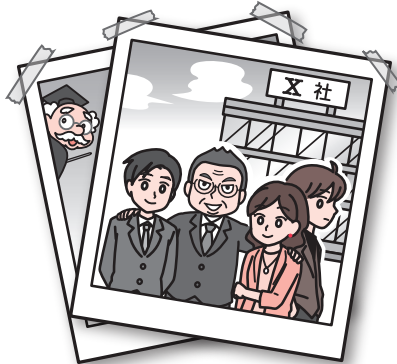


**D君** (20歳)

X社の営業課でアルバイトとして働いているいまどきの若者。
仕事への意識が薄く、ちよこちよこ仕事をさぼったりする。

博士 (?歳)

X社の法務部のベテラン嘱託社員。
コンプライアンスに詳しく、アドバイス等をしてくれる。



第2編では、オフィスや対お客さま、対取引先、プライベートの各場面で、みなさんがうっかり違反してしまう可能性のあるコンプラの違反行為について、事例をもとに解説をしていきます。

※ なお、本書の記載については、わかりやすさの観点から、法律上の正確な表記とは異なる場合もあります。より正確な表記については、該当する法律を参照してください。

オフィスにおけるコンプライアンス

- ① コンプライアンスを守ることの意義
- ② ビジネスに必要な私法上の原則
- ③ 情報に関するコンプライアンス
- ④ 刑事上の責任に関するコンプライアンス
- ⑤ 労務に関するコンプライアンス
- ⑥ 知的財産に関するコンプライアンス
- ⑦ その他オフィスにおけるコンプライアンス

第1章では、オフィスにおけるコンプライアンスについてみてみたいと思います。

社会人として、社会の一般的なルールは当然守らなければなりません。が、オフィス（会社内）においては、上司や同僚、部下などの基本的な人間関係があるため、会社独自のルールや上司・部下との関係から、命令は何でも聞かなければならないような雰囲気になっているところもあるのではないのでしょうか。役職や所属部署、与えられた職務というのは、会社が利益を上げていくための役割分担ですから、仕事に関係のないことについてまで強制されると、強制された従業員の士気にも影響します。また、業務も非効率となり、ミスやトラブルにつながりかねません。

そのほか、意識をせずに行っている行為があるかもしれません。オフィスで起こりやすいコンプライアンス違反を事例形式で確認し、自分や周りの人を振り返ってみてください。

オフィスにおけるコンプライアンスは、非常に幅広い内容になっていますが、難しいことをなるべくやさしく書いています。読めば「これはよくないことだよな」とすぐに理解できるでしょう。

1. コンプライアンスを守ることの意義

最初に、以下のような事例を考えてみましょう。

B子さんは、駅からX社までの歩道において、早番のD君が歩きながらスマートフォン（スマホ）を操作している姿を見ました。

B子さんは、D君に対して、歩きスマホをやめるよう注意しましたが、D君は「歩きスマホは法律で禁止されていないでしょ」と答え、悪びれる様子はなく、会社に向かって歩き去って行きました。

B子さんの注意に対して、D君は、「歩きスマホは法律で禁止されていない」と答えています。会社やその従業員は、法律を守っているだけでよいのでしょうか。

(1) コンプライアンスとは

コンプライアンス（compliance）とは従来、「法令遵守」と訳されてきました。しかし、現在では法令のみならず、企業の行動憲章や諸規定、社会のルールや習慣、マナーといった社会規範をも含めて遵守することを意味すると考えられています。そのため、法令違反だけではなく、社会のルールに違反する行為であってもコンプライアンス違反と捉えられます。

社会全体がコンプライアンスを重視するようになったことに伴い、以前であれば表面化しなかった企業内の不祥事であっても、従業員や取引先からの内部告発やSNSによる発信を通して、表面化するようになりました。そのため、企業で働く従業員もそうした時代の変化を認識し、コンプライアンスに真剣に取り組むことが求められています。

日本では、D君が言うとおり、歩きスマホを禁止する法律は制定

されていません。現在のところ、歩きスマホにより人を死傷させた場合は、刑法やその他の法律が適用され得ます（なお、2020年7月に、神奈川県大和市で、歩きスマホを禁止する条例が施行されました。以後、東京都足立区や荒川区でも同様の条例が施行されています）。また、民事上の責任も負うことになるでしょう。

(2) コンプライアンスを守ることの意義

歩きスマホについて規制する法律はありませんので、D君の行為を強制的に止めることはできないようにも思えます。しかし、事故を起こしてしまうと、相手がケガをしたり、場合によっては死んでしまったりすることがあります。そういった事故を起こさないために、法律がなくても社会のルール、習慣、あるいはマナーなどを守る、ということがコンプライアンスの基本的な意義なのではないでしょうか。

法律で禁止されているからやらない、禁止されていないからやってもいい、というのではなく、法律で禁止されていなくても、それをしたり発言した結果、事故が起きたり、他人が不快な思いをしたりするかもしれません。社会人として、自分だけではなく、周りの人たちにも配慮して行動するべきでしょう。

とはいえ、コンプライアンスの内容は非常に幅広く、どこからとりかかればよいかわからないかもしれません。まずは自分の身の周りの職場や私生活における場面でどのようなことが問題となるのか、について、最低限のルールである法律を学んでみてください。



2. ビジネスに必要な私法上の原則

(1) 法律を守ること、契約を守ること

法律で禁止されていることを守らなくてはならない、ということは、すぐに納得できると思います。

一方、契約は、ある人が申込をして、それを相手が承諾すれば（お互いが合意をすれば）成立します。しかし、学生が友達とする、破っても「ごめん！」で済むような約束とは違い、ビジネスにおいて契約を守らないと相手に金銭的な損害が生じるなど、社会が混乱する可能性があります。

そこで、一度契約をしてしまった場合に、その契約が簡単に破られないよう、法律で一定の制限や決まりを設けているのです。

(2) 契約のキホン

① 契約を締結できるのは誰か（契約の主体）

契約を締結できるのは誰でしょう。人と人とは当然にできます（未成年者の場合、原則として両親の同意を要しますが）。では、会社と人、会社と会社はどうでしょうか。これも、当然にできます。

契約によって法律上の権利・義務の主体となるのは、個々の人（自然人）や、会社等（法人）となります。会社は人が動かしますので、会社の意思は、会社の代表者が表明することになります。その他、会社から契約を結ぶ権限を与えられた従業員が、お客さまと契約を結んで、企業活動を行っていくこともあります。

なお、いくら契約でも、殺人を依頼する契約や愛人契約のようなコンプライアンスに違反するような契約は無効となります。

● 契約を締結できる人

- 自然人（個々の人）：その人がほしいものを買う、売る、といった契約をすることができます。
- 法人（会社など）：会社が必要なものを買う、売る、といった契約を、法人の代表者や代理権限を有する従業員などが締結することによって契約の効果（権利や義務の発生）が会社に及びます。

② 契約を結ぶとどうなるか

契約の内容によりますが、売買契約の場合、一方が物を提供して、もう一方がその対価としてお金等を支払う、という具合に、物の引渡を求める権利とお金を支払う義務（裏を返せばお金の支払を求める権利と物を提供する義務）、つまり、権利と義務が発生します。

たとえば、Aさんがお店（Y社）から物を買うと、以下のような権利と義務がそれぞれ発生します。



③ 契約が守られない場合はどうなるのか

契約をした双方が義務を果たすと、契約は終了します。しかし、どちらかが義務を果たさない場合は、㊦債務の履行の強制を裁判所に請求する（民法 414 条）、㊧損害賠償を請求する（民法 415 条）、㊨契約を解除する（民法 540 条～）、といった方法などが認められます。契約をした人が死んだ場合は、原則として相続人がその権利・義務を引き継ぎます。

なお、これは民法の一般原則です。ビジネスにおいては、たとえばお店とお客さまとの間の契約は消費者契約法などで、取引先との間の契約は下請法などで、別途規定が設けられています（後ほど事例で確認していきます）。

(3) 他人に迷惑をかけたしまったら

契約とは違った話になりますが、一般社会においては、わざと、またはうっかりして、他人に迷惑をかけてしまうことがあります。こういった場合、被害者を法的に救済する制度があります。コンプライアンス違反で他人に迷惑をかけた場合に問題となることがあり、本書でもよく出てくる考え方ですので、頭に入れておいてください。

① 不法行為（民法 709 条）

加害者の行為によって被害者に損害が出た場合、被害者は加害者に損害賠償を請求することができます。損害には、ケガなどの身体的な損害のほか、お金などの財産的な損害や精神的な損害（いわゆる慰謝料）なども含まれます。いずれにしても加害者の行為によって被害者が不利益を被った場合、加害者は被害者から不法行為によって損害賠償責任を問われかねない、ということです。以降、本書で出てくる「民事上の責任」とは、このことを指すことが多いです。

② 使用者責任（民法 715 条）

不法行為責任は、通常、加害者に対して損害賠償請求ができるものです。しかし、たとえばX社のAさんが、営業中に社用車を運転していてGさんにケガをさせた場合はどう考えるべきでしょうか。

ケガをさせたのはAさんですが、X社の業務中に行ったものです。このような場合、X社はAさんのような従業員を雇って利益を上げ

ていることなどを踏まえ、Gさんを保護するためにX社にも責任を負わせるべきだとするのが、使用者責任です。

③ 不当利得（民法703条～）

たまに、拾ったり、間違えて預金口座に振り込みがあったりと、何もせずにお金が入り込んでくることがあります。このような場合、自分のものにしてしまう人も少なからずいるでしょう。しかし、一方で損をした人もいます。損をした人を救済するのが、不当利得の制度です。法律上、何の権利もなく利益を得てしまった場合、損をしてしまった人にその利益を返さなければなりません。

(4) まとめ

まとめると、法律で直接やってはダメと規定されていることは守らなければなりません。また、契約は、自由に相手を選んで、ある程度自由な内容の契約を結ぶことができますが、契約を結んだ以上は、それを守らなければなりません。

また、会社に入ったら、会社が決めた規則や、会社との間で結んだ契約を守らなければなりません（事例09参照）。このように、社会人になったら、法律、契約、会社の規則などをきっちり守らなければなりません。

そして、他人に迷惑をかけたしまったら、きちんと謝り、損害が発生していたら賠償をしなければなりません。

最初は窮屈に感じるかもしれませんが、お互いがこれらのルールを守れば、安心してビジネスをすることができます。交通ルールは、みんなが守るから、青信号で安心して道路をわたっていけるのです。

みなさんも、本書を学習して、ビジネスパーソンとして活躍してください。

お客様の情報は いい宣伝になります

守秘義務

事例

X社のA君は、新商品のセールスのためにPさんのお宅を訪ねています。
「今度の新商品の大学受験講座セットはとても評判がいいんですよ。Pさんのご近所のQさんのお子さんも、当社の教材でOK大学に合格したそうですよ！」

それを聞いたPさんは、教材を購入することにしました。



A君はセールスの際、説得力のある合格実績の話をしておるが、Qさんにとってはたまたまもんじゃないぞ。

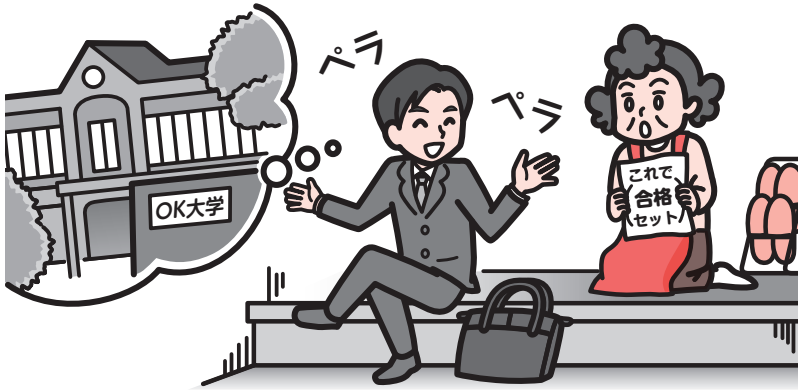
01 守秘義務とは

1 A君の行為は適切か

守秘義務とは、一定の職業や職務を行う人などに課される、職務上知った秘密を正当な理由なく漏らしてはいけないという義務のことをいいます。弁護士などの一定の職業を除いて、法律などで直接規制されるものではありませんが、従業員の場合は会社と守秘義務契約などを結んでいることが多いと思います。

事例でA君は、Pさんに「Qさんのお子さんは、これでOK大学に合格したそうですよ」と言っています。つまり、Qさんに教材を売ったときに知った「お子さんがOK大学に受かった」というお客様の情報をPさんに話してしまっています。

このとき、Qさんからの了解や、正当な理由があれば許されます。



正当な理由とは、たとえば法律の規定で許される場合（裁判での証言など）があてはまります。

2 守秘義務の範囲

守秘義務は、職務上知った秘密は守るべき、ということですので、個人のお客さまの情報のみならず、法人のお客さまの情報も、これに該当することになります。

3 守秘義務を破るとどうなるか

通常、従業員と会社との間で守秘義務契約を結んでいることが多いと思います。なぜかという、お客さまの情報を勝手にほかの人に話すことは、不法行為が成立する可能性があることや、企業秘密が外部に漏れることを防止するためといった理由が考えられるからです。そうすると、話した本人だけではなく使用者責任のある会社が損害賠償を請求されたり、「あそこの会社はお客の情報を漏らす」といううわさが立って、お客さまに相手にされなくなったりするおそれがあります。

したがって、会社としてはそのようなことがないように、守秘義務違反をした場合には、懲戒処分をしたり、会社が損害賠償請求をされて損害を受けた分を、守秘義務を破った従業員にも一部請求した

りすることなどを契約に盛り込み、防止をするわけです。

A君は、会社との守秘義務契約違反で会社から懲戒処分を受けたり、Qさんから直接、不法行為による損害賠償請求を受けたり、会社が損害賠償請求された場合にその損害を会社から請求されるうえに、会社の評判は下がってしまう、という事態に陥りかねません。

02 守るべき情報とはどのようなものか

さて、守るべき情報とは、どのようなものでしょうか。

確かに、X社の教材で、実在しているQさんの子どもがOK大学に合格した、という話は教材の宣伝をするうえで説得力が増します。しかし、Qさんにとっては、子どもがどこそこの大学に受かった、という話うわさの種にしかならず、不快に思うこともあるでしょう。ですから、「当社の教材で、OK大学に受かった人が（50人）います」というように、実名を出さずに真実の情報を伝えれば、誰も傷つきません。

職務中に知った情報は、個人の情報であれ企業等の情報であれ、その個人や企業が特定や推測できないようにしなければ、他人に話すことはできません。

セールストークを磨き、守秘義務に違反しない方法で売上を上げましょう。

確認問題

〔問〕 Aさんの勤めるX社の顧客やX社の秘密保持について、適切なものは次のうちどれですか。

- ① AさんとX社との間で守秘義務契約を結んでいない場合、Aさんは顧客情報やX社の営業上の秘密などを他人に漏らしたとしても、法的な責任を負わない。
- ② Aさんが職務上知った顧客の情報やX社の営業情報を他人に漏らすことは、コンプライアンス上問題のある行為である。
- ③ AさんがX社を辞めた場合、Aさんは顧客情報やX社の営業上の秘密などを他人に漏らしたとしても、法的な責任を負うことはない。

AさんとX社との間で守秘義務契約を結んでいない場合であっても、守秘義務に違反するとともに、顧客情報を漏らすことは個人情報保護法に違反する可能性があり、X社の営業上の秘密を他人に漏らすことも、不正競争防止法に違反する可能性があります。よって、①は不適切です。

Aさんが職務上知った顧客の情報やX社の営業情報を他人に漏らすことは、守秘義務に違反し、コンプライアンス上問題のある行為となります。守秘義務は、法律の規定に該当するか否かを問わず、職務を行ううえでの義務といえます。よって、②は適切です。

AさんがX社を辞めたとしても、営業秘密を漏らせば不正競争防止法に違反し、顧客情報については、就業規則や退職時の特約などにより法的な責任を負うことになります。よって、③は不適切です。 **正解 ②**